

宮城一斉滞納整理強化月間



市税の納め忘れはありませんか？ 11月～12月は「宮城一斉滞納整理強化月間」です。

この期間は、宮城県と岩沼市が連携して、徴収対策を集中して実施します。皆さんに納付いただいている市税は、保健衛生、教育、道路、上下水道、消防などさまざまな行政サービスのほか、東日本大震災からの復旧・復興事業に使われており、私たちの暮らしを支える大切な財源です。

そこで何の事情もなく市税を滞納したまま放置している方に対しては、税負担の公平性を保つため、法令に基づき財産の差押など滞納処分を行うこととなりますので、納期限までに必ず納めましょう。

差押とは？

法令に基づく滞納処分として、財産調査（預貯金調査、勤務先への給与調査、不動産や自動車などの所有状況調査など）を行い、滞納者の意思にかかわらず強制的に財産の差押が執行されることです。

さらに納付の約束が守られない方で悪質な場合は、自宅を捜索し家財などの差押も執行されます。

問／税務課（☎内線242～248）

納税相談

病気や失業などで納期限内に納税が困難な場合は、必ず税務課に相談してください。

※来庁する場合は、事前に連絡（予約）の上お越しください。予約なく来庁された場合は、お待ちいただくことになります。

問／税務課納税係（☎内線253～255）

市税の納付は「口座振替」が便利です

市内の指定金融機関で口座振替の手続きをいただくと、市税の納付期日にご指定の口座から自動的に振替が行われますので、市税の納付には口座振替が便利です。

※市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税については、コンビニエンスストアでも納付できます。

問／税務課納税係（☎内線253～255）

宮城県地方税滞納整理機構との連携

市では、納税意思がないと判断された場合や滞納額が高額な場合など、徴収困難な案件を「宮城県地方税滞納整理機構」に移管し、徹底した財産調査・差押を行っています。

個人事業税の納付について

個人事業税（第2期分）の納付期限は11月30日(月)です。8月に郵送した納税通知書で、納期限までに忘れずに納付をお願いします。

問／宮城県仙台南県税事務所 納税第一班
（☎022-248-2963）

税を考 える 週間 11月11日～17日

毎年11月11日～17日は「税を考える週間」として、全国各地で税に関する催しが開催されます。

納税書道展

内容／市内小学校の作品展示

期間／11月11日(水)～17日(火)

場所／市役所2階市民ホール

※岩沼市納税貯蓄組合連合会との共催です。



ラジオ放送

エフエムいわぬまの番組「あるまちの市役所情報」で税について分かりやすく放送します。詳しくは22ページをご覧ください。

エフエムいわぬま 77.9MHz



問／税務課（☎内線242～248）

11月は「ねんきん月間」です

毎年11月は、年金を身近なものとして意義や役割を理解していただくための「ねんきん月間」となっています。

国民年金をはじめ公的年金は、現役世代が高齢者世代を支え、今の現役世代が将来高齢者になったときはそのときの現役世代が支える、支え合いの制度です。いずれは訪れる老後の生活に、公的年金は終身保障で生涯にわたり安定した収入を確保してくれます。この機会に公的年金について考え、より知識を深めましょう。

また、11月30日(いいみらい)はご自身の年金記録や年金受給見込み額を確認し老後の生活設計に思いを巡らせていただく「年金の日」となっています。

● 国民年金について

国民年金は、老齢基礎年金以外にも、障害基礎年金や遺族基礎年金などがあります。保険料の納め忘れがあると年金を受け取ることができないこともありますので、納め忘れのないようにしましょう。また、収入が少ない、離職などの理由から保険料を納めることが難しい場合は保険料を免除または猶予できる制度があります。免除・納付猶予制度は所得審査がありますので、希望される方は市民課国民年金係までご相談ください。

● 「扶養親族等申告書」の提出をお忘れなく

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。年金にかかる所得税の源泉徴収額は受給者の方から提出された「扶養親族等申告書」をもとに計算を行います。所得税の課税対象となる年金受給者の方に対し、11月上旬頃に日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので12月1日(火)までに提出してください。

「扶養親族等申告書」が送付される方
65歳未満……年金額が108万円以上
65歳以上……年金額が158万円以上

各種控除を受けるためには、「扶養親族等申告書」を提出しなければなりません。提出がないときは、翌年度の年金から所得税が多く差し引かれてしまう場合がありますのでご注意ください。

● 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

年末調整・確定申告の手続きにおいて、社会保険料控除の適用を受ける場合は保険料を納めたことを証明する書類として、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」または領収証書を添付してください。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、平成27年1月1日～9月30日までに国民年金保険料を納めた方については11月上旬に、平成27年10月1日～12月31日までに今年初めて国民年金保険料を納めた方については、平成28年2月上旬に日本年金機構から送付されます。過去の滞納や免除期間中の保険料、後納保険料を平成27年12月31日までに納めた方も控除を受けることができます。また、生計を共にしているご家族の国民年金保険料を納めた場合も、納付したご本人は社会保険料控除の適用を受けることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書、もしくは領収証書を添付して申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。



問／国民年金の相談など 仙台南年金事務所国民年金課 (☎022-246-5114)
受給に関すること 仙台南年金事務所お客様相談室 (☎022-246-5115)
国民年金の手続など 市民課国民年金係 (☎内線225・226)